

気象警報等発令時の対応ガイドライン 《保護者用》

1

基本方針

赤穂市立有年中学校

- (1) 気象警報発令時は、子どもの安全と保護者の安心を最優先します。
- (2) 市教育委員会は、河川等の水位や市災害警戒本部、市水防本部等からの情報収集に努め、学校に必要な情報を提供します。
- (3) 学校は、気象・予報・通学路・地域等の状況や発令時間、市教育委員会からの情報を総合的に判断し、具体的な対応を決定します。
- (4) 中学校区など近隣の学校と情報を共有し、可能な範囲で共通対応を進めます。
- (5) 対応の内容は、保護者、市教育委員会、関係者等へ速やかに連絡・報告します。
- (6) 気象警報発令が予想される場合、対応について職員及び保護者へ事前に周知し、子どもには事前指導を実施します。また、子どもの家庭環境に係る情報を再確認し、配慮が必要な子どもへの適切な対応を進めます。

2

午前7時現在 警報発令中

臨時休業〔保育所を除く〕

□対象となる警報

- ①【暴風、波浪、暴風雪、大雪】
- ②【レベル3以上の 河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮】

※ 「河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮」については、
下記枠内の『警戒レベル3』以上の発令の場合に臨時休業とする。

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

□対象となる地域

- ①赤穂市、相生市、上郡町のいずれかに警報が発令されている場合。
- ②兵庫県全域、兵庫県南部全域、兵庫県播磨南西部全域のいずれかに警報が発令されている場合。（下線部の表示「全域」がない場合は、①についてご確認ください。）

【留意点】

警報発令の有無は、NHKテレビ又は兵庫県防災気象情報ホームページにより
ご確認ください。（兵庫県防災気象情報 <http://hyogo.bosai.info/>）

※午前7時以降の警報解除

- ・臨時休業とします。（部活動は中止）

3

午前 7 時以降 警報発令

安全確保（授業・学校待機・下校）

☐ 登校時間中の警報発令

- ・ 通常登校を継続します。通学路の状況により、登校が困難な場合は、各家庭で判断のうえ自宅待機とし、学校へ連絡をお願いします。

☐ 学校待機

- ①長時間の学校待機が予想される場合は、給食を早めに実施します。
- ②授業が可能であれば、通常授業を実施します。
- ③待機は通常時の下校時刻までとし、その後は下校または保護者へ引き渡します。

☐ 下校・引き渡し

- ①学校待機が必要なお子さんは待機を継続し、保護者へ連絡します。
- ②下校時に天候が急変し、風雨が強くなった場合は、下校を一時中止し、迎えに来た保護者の方々を含め、学校で一時待機するなど安全を優先した対応に努めます。

☐ 学校給食の取扱い

- ①午前 7 時現在で警報発令中 → 登校しないため給食は中止します。
- ②午前 7 時以降の警報発令 → 発令の時間、状況等に基づき実施または中止の判断をします。

4

津波警報発令

早急な避難行動開始

- ・ 高所への避難行動を最優先させます。保護者の方々への連絡や迎えの依頼等はありません。